

白河ブランド販路拡大プロジェクト事業業務委託
プロポーザル実施要領

白河市 産業部 農政課

1. 業務目的

この要領は、「白河ブランド販路拡大プロジェクト事業業務委託」の受託者を選定するプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定める。

2. 業務委託の概要

- (1) 業 務 名 白河ブランド販路拡大プロジェクト事業業務委託
- (2) 業務内容 仕様書（別紙１）のとおり
- (3) 業務期間 契約を締結した日から令和８年３月１３日
- (4) 提案上限 ６，３２０，０００円（税抜き）
- (5) 支払条件 業務完了検査後、一括払い

3. 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、同法第 511 条の規定に基づく特別清算開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

4. 参加意向表明書の提出

本件に参加を希望する者は、参加意向表明書（様式１）を次のとおり提出すること。なお、説明会等は実施しない。

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時 15 分
- (2) 提出方法 持参、郵送（必着）、FAX 又は電子メール
- (3) 提 出 先 白河市 産業部 農政課
〒961-8602 福島県白河市八幡小路 7 番地 1
TEL：0248-28-5527
FAX：0248-24-1844
E-mail：nosei@city.shirakawa.fukushima.jp

5. 質疑受付及び回答

本件に参加意向表明を行った者で、本実施要領及び仕様書等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式2）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年4月30日（水）午後5時15分
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 白河市産業部農政課
- (4) 回答期限 令和7年5月2日（金）
- (5) 回答方法 提出された質問は、質問者全員に電子メールで一括回答する。

6. 企画提案書等の提出

本件に参加意向表明を行った者は、仕様書（別紙1）に基づく企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時15分
- (2) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- (3) 提出先 白河市産業部農政課
- (4) 提出書類 企画提案書等提出書類一覧（別紙2）のとおり
- (5) 提出部数 各7部（正本1部、写6部）

7. 企画提案の審査方法

白河ブランド販路拡大プロジェクト事業業務委託に係る選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、企画提案書の評価及び候補者の決定のため、選考委員5名がそれぞれ審査基準（別紙3）に基づき審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

日 時 令和7年5月20日（火）予定

内 容 審査基準（別紙3）に基づき、企画提案書等の書類審査を行い、評価点数の高い上位5者を選考する。

※選考結果は、企画提案書等の提出者（以下「提案者」という。）全てに文書で通知する。

※提案者が5者に満たない場合も書類審査により、二次審査の対象となる提案者の選考を行い、その結果を提案者全てに文書で通知する。

(2) 二次審査（一次審査上位5者によるプレゼンテーション選考）

日 時 令和7年5月30日（金）予定

※正式な日時及び場所等は、提案者に対し別途通知する。

内 容 審査基準（別紙3）に基づき審査を行い、各委員の一次審査及び二次審査の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を契約予定者として決定する。

※点数の同じ者がある場合は、選考委員会の協議により決定する。

〔 プレゼンテーションの概要 〕

時 間	40 分以内 ①提出した企画提案書に基づいた内容説明（30 分以内） ②提案書や説明内容に関する質疑応答（10 分以内）
出席者	3 名以内（本業務に携わる管理責任者及び担当者を含むこと。）
使用機器等	パソコンやプロジェクター等を使用する場合は、事前に事務局へ報告すること。なお、プロジェクター、スクリーン及び電源は市で準備する。
その他	プレゼンテーションに欠席又は遅刻した場合は、辞退したものとみなす。

※選考結果は、令和 7 年 6 月上旬頃、二次審査対象者全てに文書で通知する。その際、審査結果への異議申し立ては受け付けない。

※審査の結果は、白河市ホームページにて公表する。なお、公表する内容は、契約予定者の名称及び二次審査対象者の総合得点とする。

8. 審査項目及び評価点

審査を行うための評価項目及び配点については以下のとおりとする。

（1）一次審査

- ・提案者の概要、実績（配点：40 点）
- ・企画提案の内容（配点：60 点）

（2）二次審査

- ・プレゼンテーション、質疑応答（配点：35 点）
- ・事業費積算（配点：5 点）
- ・企画提案内容（配点：60 点）

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には提案者を失格とする。

- （1）提出書類に虚偽の記載がある場合
- （2）提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- （3）その他、選考委員会が不適格と判断せざるを得ない事由が発生した場合

10. 参加の辞退について

プレゼンテーション実施までの間に、提案者の都合により辞退する場合には、持参又は郵送により、辞退届（様式 3）を提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退による不利益は生じない。

11. 契約の締結

- （1）契約予定者から提示された見積金額及び企画提案の内容を基本に市と協議の上、随意契約を行う。
- （2）契約予定者が参加資格等の要件を満たさないと判明した場合、その他の理由により速やかに契

約締結が出来ない場合又は契約予定者が契約を辞退した場合は、市は選考委員会の審査結果における次点者と順次協議を行うものとする。

- (3) 上記(1)又は(2)における協議が成立した場合、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との交渉を行わないことを通知する。

1 2. 支払い

契約書に基づき、委託業務完了の確認後、検査を経て支払うこととする。

1 3. 留意事項

- (1) 一次審査や二次審査に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる用語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 市が本件に関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類に記載された個人情報、本件に関する事務に限り使用する。
- (7) 本件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

1 4. 事務局

本件に関する問い合わせ及び書類の提出先は次のとおりとする。

白河市 産業部 農政課

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

TEL : 0248-28-5527 / FAX : 0248-24-1844

E-mail : nosei@city.shirakawa.fukushima.jp